

家庭・技術サークル申し合わせ

(平成18年8月12日)

- 1 名称： この会は「松は緑の職人組合」(松緑職人組合)という。
- 2 目的： この会は、主として家庭・技術に関する会員相互の情報交換と会員同士の親睦を深めることを目的とする。
- 3 資格： 会の趣旨に賛同し、入会金(運営委員会で決定する)を納めたものを会員とする。
- 4 組織： この会に以下の役員をおく。
 - (1) 代表 1名： 会を代表し、会務を行う。また、運営委員会を招集する。
 - (2) 運営委員 若干名： 運営委員会を構成し、会の運営、規約改正、会計、その他、会に必要な全ての審議・決定を行う。
 - (3) 会計監査 2名： 会の会計を監査する。
- 5 役員を選出： 代表は運営委員会が選出する。運営委員は運営委員会および会員の意見を参考に、代表が任命する。
- 6 任期： おおむね2年を任期とするが、留任は妨げない。また、退任にあたっては、後任を推薦する。
- 7 主な活動： 主として家庭・技術に関する会員の実践、会員の情報、その他をHP上で公開する。ただし、会員情報については、クローズドシステムとし、情報保護に配慮する。
また、可能な限り、研修会や情報交換会を開催する。
- 8 総会： 必要により、総会を開く。総会は代表が招集する。
- 9 運営委員会： 定例会を、年2回開催する。また、必要により代表が招集する。
- 10 会計： 会計は、入会金の他、会員からの会費、その他をあてる。
会計年度(9月1日~翌8月31日の期間)ごとに、予算・決算・執行について、運営委員会に報告すると共に、会員に周知する。
- 11 通信： 原則としてHP上に掲示板を設置し、会の連絡や会員相互の情報交換を行う。また、重要事項については、会に登録された会員個人のメールアドレスに通知する。
会員からの意見・要望は、代表または運営委員に直接行う。
- 12 入会・退会： 入会は入会金の納入により認める。
退会は、本人の申し出による。ただし、本人が会員であることに著しい問題が起きた場合は、運営委員会で審議し、代表が通告することにより、退会とする。
退会にあたっては、本会はいかなる補償も行わない。
- 12 その他： 緊急の場合は、会に関するすべての権限・措置を代表に委任する。
また、この申し合わせは、運営委員会で審議し、決定した事項は、即時に適用する。